

平成28年9月号

e~ろうむ.net  
(いい労務)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿4-1-10-205  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744  
e-mail：info@e-606.net

## 育児休業取得者の割合と 男性の育休取得で受給できる新設助成金

### ◆男女別の育児休業取得率は？

厚生労働省から「平成27年度 雇用均等基本調査」の結果が公表され、育児休業の取得者割合（取得率）が明らかになりました。

これによると、平成27年度に育児休業を取得した女性の割合（平成25年10月1日から平成26年9月30日までに在職中に出産した女性のうち、平成27年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合）は81.5%（前年度86.6%）、同じく男性の割合（同期間中に配偶者が出産した男性のうち、育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合）は2.65%（同2.30%）となり、男性の取得率は平成8年度の調査開始以来過去最高となったそうです。

女性の取得率は平成20年（90.6%）をピークに伸び悩んでおり、ここ9年では最低の割合となりました。

### ◆男性の取得率は過去最高。しかし...

男性の取得率は調査開始以来「過去最高」となりましたが、政府が目標として掲げる「2020年度に13%」には程遠い数字となっています。

何らかの抜本的な対策が講じられない限り、2020年までに取得率を13%に引き上げることは不可能と言えるでしょう。

### ◆今年度から新設された助成金

そんな状況の中、「両立支援等助成金」の1つとして、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成を行う「出生時両立支援助成金」が今年度から新設されました。

支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業（1年度につき1人まで）であり、過去3年以内に

男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外となります。

支給額は、中小企業では1人目が60万円（2人目以降15万円）、大企業では1人目が30万円（2人目以降15万円）となっています。

男性従業員のご家庭にお子さんが産まれる予定がある場合、申請を検討してみたいかがでしょうか。

## メタボ健診で「正常レベル」の人は2割未満

### ◆「正常レベル」の割合はかなり少ない

健康保険組合連合会（健保連）が2014年度における40歳～74歳（326万4,499人）を対象とした特定健康診査（特定健診）の調査結果を発表し、健康診断の主要4項目（血圧、脂質、血糖、肝機能）がすべて「基準値以内」だった人が全体の約19%しかいなかったことがわかりました。

また、肥満に該当しない人でも、特定保健指導対象や医療機関での受診が必要な人は7割近くいたこともわかりました。

### ◆腹囲・BMIは基準値未満でも油断できない

特定健診は「メタボ健診」とも呼ばれ、2008年度から実施が義務付けられています。

40歳～74歳を対象に、腹囲が男性85センチ以上（女性は90センチ以上）、BMI25以上を基準値に、血糖・血圧・脂質などに異常がある人を特定保健指導の対象とするものです。

しかし、厚生労働省の研究班などが「腹囲やBMIが基準値未満でも、血糖・血圧などに異常があると発症リスクが高まり、逆に腹囲などが基準値以上でもそれ以外の異常がない場合は発症リスクに変化がない」とした研究結果を発表しており、新たな基準での検診を2018年から実施する予定です。

### ◆特定保健指導を受けていない人は医療費が1.5倍

同じく健保連が行った調査によると、特定保健指導を受けた人と受けていない人で1人当たりの医療費を比べると、特定保健指導を受けた人のほうが、受けていない人に比べて医療費が低い傾向にあることがわかっています（男性の場合だと医療費について約1.5倍の差があるようです）。

また、男性の場合は「血糖に異常がある人は、ない人に比べて医療費が2倍以上」、女性の場合は「メタボリスクがある人は、ない人に比べて医療費が2倍以上」がかかっていることもわかっています。

### ◆生活習慣の見直しを

保健指導判定値のリスク項目別割合をみると、最も高い割合を示しているのは肥満者・非肥満者とも「脂質」で、健保連では「肥満ではなくても脂質の値に注意し、必要があれば保健指導や医療機関への受診を勧奨することが重要」とコメントしています。

食べすぎや運動不足によりエネルギーが過剰に摂取された状態になると、内臓脂肪はすぐに溜まってしまいます。食生活、運動、タバコなど、今一度自分の生活習慣を見直してみましょう。

## 9月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出  
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

30日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）

<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]